

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 9 月 20 日（金）第 551 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 3
- 公 告
- 一般競争入札公告（県立大島特別支援学校取扱い） 4
- 落札者等の公告（県立大島病院取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第674号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	田上記念病院	鹿児島市西別府町1799番地	令和 6 年 8 月 1 日から 令和 9 年 7 月 31 日まで
救急病院	森園病院	薩摩川内市大小路町19番38号	令和 6 年 8 月 16 日から 令和 9 年 8 月 15 日まで
救急病院	上町いまきいれ病院	鹿児島市長田町 5 番24号	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 9 年 9 月 30 日まで
救急診療所	河井脳神経外科	鹿児島市小松原二丁目10番19号	令和 6 年 9 月 8 日から 令和 9 年 9 月 7 日まで

鹿児島県告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ポルタクリニック	鹿児島市東千石町17-13アネ	令和 6 年	精神通院医療

	ックス88－3 F	6 月 1 日	
ほほ笑み在宅医療クリニック	始良市西餅田1355－6	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
まこと薬局	日置市伊集院町郡二丁目74番地	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
メーブル薬局	出水市大野原町69番地	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
こすもす薬局	霧島市国分中央四丁目15番 3 号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
ファイブ・スターズ・ファクトリー株式会社	鹿児島市草牟田町4番11号	いつつぼし小児訪問看護ステーション鹿児島	鹿児島市田上五丁目33番11号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
株式会社 K y o u S a n	鹿児島市上福元町5671番地27	訪問看護ステーションポレポレ	鹿児島市向陽二丁目15番7号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
一般社団法人ボナンザシー	出水市高尾野町大久保155番地2	訪問看護ステーション紬	出水市高尾野町柴引1524番地	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
厚地かもいけクリニック	鹿児島市東郡元町11番6号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
米ノ津メンタルクリニック	出水市米ノ津町20番22号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療

クリニック 1 にしあい	始良市西始良一丁目 20 番 2 号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
--------------	--------------------	-------------------	--------

鹿児島県告示第 679 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
かもいけ電停前さくら薬局	鹿児島市鴨池一丁目 31 番 11 号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
いろは薬局	南さつま市加世田東本町 9 番地 3	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
きずな薬局平佐店	薩摩川内市平佐町 3739 番地 6	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
にしあい薬局	始良市西始良一丁目 22 番 8 ー 1 号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療
寿八丁目薬局	鹿屋市笠之原町 29 番 5 号	令和 6 年 6 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 680 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
すず調剤薬局 薩摩川内市東開聞町 13 ー 4	所在地	薩摩川内市東 開聞町 176 ー 2	薩摩川内市東 開聞町 13 ー 4	精神通院医療

鹿児島県告示第 681 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
鹿児島医療生活協同組合 鹿児島市谷山中央五丁目 12 番 3 号	生協訪問看護ステーション万之瀬 南九州市川辺町両添 1118 番地	事業所の所在地	南九州市川辺 町田部田 6387 番地 1	南九州市川辺 町両添 1118 番 地	精神通院医療

鹿児島県告示第 682 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により、同法第 104 条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和 6 年 9 月 20 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 令和 4 年 1 月 21 日鹿児島県告示第 49 号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）
 - (2) 平成 18 年 7 月 18 日鹿児島県告示第 1215 号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）
- 令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
南種子町島間、中之下及び西之区域（熊毛郡南種子町のうち茎永、平山及び中之上を除く地区）	(1) 主として一本釣り漁業を営む漁業又は主として建網漁業を営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年 9 月 20 日

鹿児島県立大島特別支援学校長 井上隆司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称
陸上運送サービス（鹿児島県立大島特別支援学校通学バス運行業務）
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで
なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県立大島特別支援学校事務室

大島郡龍郷町芦徳 1912 番地 1 郵便番号 894-0412

電話番号 0997-62-3050

ファックス番号 0997-62-3791

(3) 申請書類の受付期間

令和 6 年 9 月 20 日から同年 10 月 4 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立大島特別支援学校事務室

大島郡龍郷町芦徳 1912 番地 1 郵便番号 894-0412

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 6 年 10 月 29 日午後 4 時 50 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 10 月 30 日午前 10 時

イ 場所 鹿児島県立大島特別支援学校視聴覚室
大島郡龍郷町芦徳 1912 番地 1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 10 月 10 日午後 2 時

イ 場所 (5)のイに同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし，落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち，最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては，記名した契約書）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立大島特別支援学校事務室

大島郡龍郷町芦徳 1912 番地 1 郵便番号 894-0412

電話番号 0997-62-3050

ファックス番号 0997-62-3791

13 その他

この調達 は，世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
School bus service for the Kagoshima Prefectural Oshima Special Needs School
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 January, 2025 to 31 December, 2027
- (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
4:50 p.m. 29 October, 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Kagoshima Prefectural Oshima Special Needs School
1912-1 Ashitoku, Tatsugo Town, Oshima Gun, Kagoshima Prefecture 894-0412 Japan
TEL 0997-62-3050
FAX 0997-62-3791

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 9 月 20 日

県立大島病院長 石神純也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

据置型デジタル式汎用 X 線透視診断装置 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 8 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士フイルムメディカル株式会社九州支社
福岡市博多区博多駅前四丁目 13 番 19 号
- 5 落札金額
41,800,000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 6 月 21 日